

令和3年1月18日

特許庁庁舎 WEB会議室

# 産業構造審議会知的財産分科会

## 第12回意匠制度小委員会

### 議事録

## 目 次

1. 開	会	.....	1
2. 特許庁長官挨拶	.....	2	
3. 議事の運営等について	.....	3	
4. 配布資料の確認等	.....	3	
5. 議	事	.....	3
①	令和元年改正意匠法施行後の状況について	.....	3
②	国際意匠登録出願における証明書の提出方法の拡充について	.....	8
③	国際意匠登録出願の登録査定謄本送達方法の拡充について	.....	12
④	模倣品の越境取引に関する規制の必要性について	.....	14
⑤	その他の法改正事項について	.....	20
6. 閉	会	.....	32

## 開 会

○猪俣制度審議室長 定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第12回意匠制度小委員会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年7月20日付で着任いたしました事務局長を担当いたします特許庁制度審議室長の猪俣でございます。よろしくお願いいたします。

本日は田村委員長のみ対面での御出席、その他の委員の方の皆様におかれましては、スカイプを用いたWEB会議にて御出席いただいております。会議室とスカイプで参加されている方とはリアルタイムに音声のやりとりができるようになっております。

オンラインにて御出席の皆様につきましては、チャット欄に発言される場合には発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、田村委員長にお願いしたいと思っております。

○田村委員長 ありがとうございます。

今回、新たに御就任された委員がいらっしゃいますので、まず事務局から委員の皆様の御紹介をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 それでは、今回新たに御就任された委員を御紹介いたします。

その際、一言ずつ御挨拶をちょうだいできますと幸いです。

まず弁理士会副会長、TMI 総合法律事務所 弁理士、茜ヶ久保公二委員です。

○茜ヶ久保委員 今回、初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○猪俣制度審議室長 続いて、一般社団法人日本知的財産協会意匠委員会委員長、ヤマハ株式会社 知的財産部 IP イノベーショングループ主事、神田栄美子委員です。

○神田委員 一般社団法人日本知的財産協会意匠委員会の神田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○田村委員長 ありがとうございました。

## 特許庁長官挨拶

○田村委員長 続きまして、本日の議題に入る前に、特許庁の糟谷長官より御挨拶をいただきますと思います。

○糟谷特許庁長官 皆様、本日は緊急事態宣言の出ている中にもかかわらず多くの委員の皆様にご参加をいただきまして、本当にありがとうございます。

また今回、新しく委員をお引き受けくださいました皆様におかれましては、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

意匠制度につきましては、一昨年の意匠制度小委員会の御審議を踏まえて意匠法を改正いたしまして、令和2年の4月1日から建築物、内装、画像の意匠を保護対象に加えて運用を始めております。昨年末までに既に1000件以上の出願がされております。この出願を受けて、令和2年11月の2日には建築物、内装の意匠について、そして11月9日には画像の意匠について、それぞれ国内初の意匠登録を公表したところであります。

新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、以前のように説明会を開いて周知することが難しい状況ではありますが、関係する業界の皆様にも高い御関心をいただき、新たな制度の活用が進んでおりますことを喜ばしく感じております。

この令和元年の意匠法改正のうち、まだ施行されていない3点については、令和3年4月1日に施行される予定となっております。この3点といたしますのは、複数意匠一括出願の導入、2つ目に物品区分の扱いの見直し、3点目が救済規定の拡充であります。これについても着実に施行をしていきたいと考えております。

本日の委員会で議題とさせていただく内容は特許制度小委員会、商標制度小委員会や基本問題小委員会においてすぐにでも取り組むべき事項として御意見をいただいたものであります。特許庁といたしましても、意匠法を含め、意匠制度を含め、新たな時代に即した産業財産権制度に向けて、今後ともたゆまぬ努力を続けていきたいと考えております。

本日は限られた時間ではありますが、委員の皆様から忌憚のない御意見、御議論をいただけますようお願い申し上げます。

○田村委員長 ありがとうございました。

続きまして、具体的な審議に先立ち、本委員会の議事の運営等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

## 議事の運営等について

○猪俣制度審議室長 まず本日の委員会は、委員の皆様全委員に出席をいただいております。産業構造審議会運営規程第13条6項の全委員数の過半数の出席という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能となります。

## 配布資料の確認等

○猪俣制度審議室長 次に、配布資料の確認をさせていただきます。本日の審議会におきまして、「議事次第・配布資料一覧」、「委員名簿」のほか、資料1から4、参考資料1から5については、事前にデータをお送りさせていただいております。

続きまして、議事の公開について、本小委員会では、新型コロナウイルス対応のため、一般傍聴及びプレスの方々の傍聴につきましては、WEB傍聴に限って可能とし、配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたしますので、よろしくお願いたします。

## 議 事

### ① 令和元年改正意匠法施行後の状況について

○田村委員長 それでは、議事に入ります。

「令和元年改正意匠法施行後の状況について」、資料1を基に事務局より御説明いただき、その後、質疑に移りたいと思います。

事務局からの説明をお願いいたします。

○久保田意匠制度企画室長 意匠制度企画室長の久保田です。

それでは、資料1を御覧ください。こちらの資料では、昨年4月に施行されました「令和元年改正意匠法の施行後の状況について」、御説明いたします。

3ページ目を御覧ください。こちらは四半期ごとの意匠登録出願件数について、2018年以降の推移を表しています。青い棒グラフは内国人、オレンジの棒グラフは外国人からの出願件数で、グレーの折れ線は外国人による出願割合です。トータルの意匠出願件数は基本的には横ばい傾向となっております。コロナ禍の影響が広がり出した2020年第2・四半期以降もその傾向を維持しています。また、外国人による出願割合は僅かではありますが

が、年々増加傾向にあります。

次のページを御覧ください。こちらは分野別の意匠登録出願件数の推移を表しています。先ほど、意匠登録出願件数はコロナ禍の影響下においても横ばい傾向である旨、御説明しましたが、特定分野においては増加傾向が見られます。グラフを見ていただくと、赤とピンクの3本の折れ線が増加していることがわかりますが、これらはマスクなどを含む生活用品分野、パーティションなどを含む住宅設備用品分野、医療用品・医療機器等を含む一般機械器具分野になります。

次のページを御覧ください。こちらは意匠法改正によって新たに保護可能となった画像、建築物、内装の意匠の出願件数の推移を表しています。いずれの意匠の出願件数も出願受付開始直後である4月が最多であり、5月は落ち着いたものの、その後は緩やかな増加傾向が見てとれます。10月までの累積の出願件数は画像が535件、建築物が242件、内装が140件となっております。先ほど糟谷長官より御案内がありましたように、12月末時点の速報値ですともう合計で1000件を超えているという状況でございます。ここで「画像」ということを申し上げましたけれども、ここで言う「画像」と言いますのは、改正前から保護可能であった物品の部分としての「画像」は含まれておりません。2020年4月以降の物品の部分としての「画像」と、新たに保護可能となった「画像」との出願比は大体4対6程度となっております、新たな「画像」のほうが出願は多い状況となっております。

次のページを御覧ください。こちらは昨年4月以降の関連意匠の出願件数の推移を表わしています。意匠法改正によって本意匠の意匠公報発行後も関連意匠として出願をし、登録を受けることができるようになったわけですが、グラフのオレンジ部分が本意匠の意匠公報発行後に出願された関連意匠出願件数になります。こちらでも受付開始直後の4月が最多となっておりますが、5月以降は多少の増減を繰り返しつつ、全体としては横ばい傾向というふうになっております。

では、次にハーグ制度の利用状況について御説明いたします。

8ページを御覧ください。こちらは2019年の国際出願に含まれる意匠数の上位国を表わしております。日本のユーザーの出願意匠数は1152意匠で第8位でしたが、棒グラフの上に表示しております対前年比で見ると8.5%の減となっております、日本のユーザーによるハーグ制度の利用は余り伸びていない状況でございます。

なお、第9位にハーグ協定未加盟の中国がランクインしておりますが、これは協定非加盟国の企業であっても、協定加盟国内に事業所等がある場合にはハーグ制度を利用できる

ため、そのような国際出願人による出願意匠数が計上されていることによるものです。

次のページを御覧ください。こちらはハーグ協定ジュネーブ改正協定の締約国について示しています。昨年9月15日現在、同協定の締約国は65になっております。日本が2015年5月に加盟したときは49番目でしたので、それ以降、16カ国が加盟したことになります。日本のユーザーの関心が高い中国ですけれども、現時点では非加盟ですが、同国は専利法を改正し、同協定に加盟する準備を進めているということですので、近い将来、同国の加盟が期待されるというところでございます。

次のページを御覧ください。左のグラフは日本を指定する国際意匠登録出願件数の推移を表わしております。日本が2015年5月に同協定に加盟して以降、日本を指定する国際意匠登録出願件数は年々増加傾向にあります。また、右のグラフで出願人居住地別の出願傾向を見てみますと、欧州からの出願が最多で、それに韓国、米国、スイスが続いている状況でございます。

では、次に画像意匠調査の効率化のための対応について御説明いたします。

12ページ目を御覧ください。今般、画像の保護を開始するに当たりまして、この委員会やユーザーの皆様からクリアランス負担の増加が懸念されるので、負担軽減策を講じるべきである旨の御意見をちょうだいしておりました。そこで特許庁では画像意匠のための意匠分類3肢を新たに設けると共に、形態的観点での絞り込みも可能とする画像共通Dターム109肢を開発いたしまして、昨年4月からこれを J-PlatPat で利用できるようにいたしました。また、イメージマッチング機能を利用した検索ツール Graphic Image Park におきましても昨年12月からこの分類とタームの利用が可能となっております。

では、次に令和元年意匠法改正の周知状況について御説明いたします。

14ページ目を御覧ください。特許庁では改正法施行前だけでなく、施行後も意匠法改正の周知活動を行ってまいりました。今年度はコロナ禍の影響によってオンライン講演や特許庁ウェブサイト等におけるコンテンツ提供が中心となりました。特に、これまで意匠制度になじみのなかった建築・建設業界団体の皆様に対しましては、改正内容にとどまらず、意匠制度そのものについても御理解いただけるよう説明会や意見交換を繰り返し行うなどして重点的に行ってきたところです。今後も引き続き意匠法改正の周知に努めてまいりたいと考えております。

では、最後になりますけれども、今年の4月1日施行に向けた準備状況について御説明いたします。

16ページ目を御覧ください。ほとんどの改正規定は昨年4月に施行されたところでございますが、幾つかの規定につきましては、今年の4月に施行される予定となっております。これによりまして、複数意匠一括出願の受付、物品区分の扱いの見直し、それから拡充された手続救済の運用が始まります。

次のページを御覧ください。こちらは施行に向けた政省令の改正などについてのスケジュールになります。指定期間の延長請求手続について規定する特許法等関係手数料令につきましては、現在、パブリックコメント中ですが、本日が締め切りとなっております。それから主に複数意匠一括出願の手続について規定する意匠法施行規則や特例法の施行規則につきましては、今月中のパブリックコメント開始を目指して現在、作業を進めているところでございます。また、今回の改正によって意匠法施行規則別表第1が削除されますが、このような表が完全になくなってしまうと、特に意匠出願に不慣れなユーザーが困ってしまうことが懸念されますので、ユーザーの皆様の出願時の参考となる「意匠に係る物品等の例」を現在、作成しております。こちらは3月頃に特許庁ホームページにて公表する予定です。

次のページを御覧ください。4月から指定期間、優先期間、それから優先権証明書の提出期間が徒過した場合であっても、請求によって当該期間を延長することができるようになりますが、その手続が可能な期間については、経済産業省令で定めることとされております。この期間につきましては、相互に出願変更が可能な特許と意匠との間の公平性の観点、それからユーザーの期間管理負担軽減の観点から、特許と同様に御覧の表に示した期間とする予定でございます。

次のページを御覧ください。今御説明しましたもののうち、指定期間の経過後の延長請求が可能となることに伴いまして、指定期間内の延長請求手続についても見直す予定です。これまで意匠におきましては、左の表に示しておりますとおり、指定期間経過後の延長請求だけでなく、指定期間内においても国内居住者については延長請求不可、在外者については1ヵ月のみ延長可となっております。特許においては国内居住者、在外者、いずれも指定期間内の延長手続が認められております。そこで、今般の改正規定の施行に伴いまして、意匠においても指定期間内の延長請求手続を国内居住者、在外者共に認めることとし、延長期間も指定期間経過後の手続と同様に2ヵ月間とする予定です。

以上、資料1の説明を終わります。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関して自由討議を行いたいと思います。これまでの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたらチャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際にはマイクをオンにしてくださいようお願いいたします。

それでは、浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 浅見でございます。丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。建築とインテリアにつきまして多数の出願がなされることを期待しておりましたが、コロナの時期に重なったこともあり、思ったほどには出願がなされていないように思います。長官から御説明がありましたが、昨年11月に登録されたものが新聞に掲載されましたが、もっと広く知ってもらえばニーズが掘り起こせるのではないかと思います。また本日、プレハブのような建物の意匠権侵害が東京地裁で認められたという日経新聞の記事もございましたので、こういった情報もホームページやパンフレットなどに掲載していただくとよいのではないかと思います。建築やインテリア関係の方々にも周知していらっしゃるということですが、知財の関係者だけではなく、建築学会やインテリアデザイナーの集まりなどで、そういった方々を対象に講演や展示などをしていただいたり、そういった学会の雑誌に記事を掲載していただくなど、更に周知をしていただければと思います。

以上です。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

○久保田意匠制度企画室長 意匠制度企画室の久保田です。浅見先生、御意見ありがとうございました。引き続き浅見先生の御指摘のとおり、今までの既存のユーザーといいますか、見える範囲だけではなくて、より広く周知ができるように努めてまいりたいと思います。

○田村委員長 それでは、続きまして、茜ヶ久保委員、お願いいたします。

○茜ヶ久保委員 茜ヶ久保です。2点ほど申し上げます。1つ、意匠法の周知という点に関して、このコロナ禍で非常に我々も意匠法関係の周知というのを目指してやっているわけですが、このコロナ禍で非常に難しい中で、意匠課の皆さんは非常に努力されているところがあるかと思って、その点は大変ありがたいと思っています。1つは、テキストを諸々公表されておりますが、これが非常に内容が充実していてわかりやすいと思っております。弁理士の間でも非常に活用しやすいものになっているという点で大変ありがたいと思っています。それからもう一つ、今回、令和元年意匠法改正という特設サイトを

特許庁のトップページに張っていただいたおかげで、ここを見れば意匠法に関する出願等の手続、あるいは法律改正の流れが非常によくわかりまして、こちらも大変ありがたいと思っております。以上が意匠法周知に関する意見というか、評価を申させていただきます。

あともう一点、指定期間の延長に関する法改正と運用の面ですけれども、こちらは御説明いただいたように特許、商標が延長できる中で意匠法ができない状況で少々不公平感があつたところ、今回、運用面での2ヵ月延長というのを認めていただいたのは大変ありがたい、ユーザーとしては非常にユーザーの利便性に適った改定かなと思っております。一方で、これは商標も一緒ですけれども、特許が指定期間60日認められている一方で意匠は40日という状況にございまして、この40日が長いか短いかというのはいろいろ御意見があるかとは思いますが、例えば年末年始のお休みを挟んでも指定期間40日というような状況ですと、出願人、代理人で対応するのになかなか短いという印象を持っておりまして、この点、もし可能であればこちらも特許と同じように60日の指定期間が認められないかというところを1つ、御意見として要望させていただきます。

以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

○久保田意匠制度企画室長 意匠制度企画室の久保田でございます。御意見、ありがとうございます。最後にそもそもの指定期間の延長といいますか、40日を60日にするという御要望をいただいたところでございますけれども、今回、そのような方も指定期間を延長できるような手立てを御用意させていただいたというところがございます。意匠の場合、早期権利化ができるということも1つメリットかなということもありますので、40日を60日とすることが早期権利化との関係でも許容されるものかどうかというような御意見もユーザー様からいろいろ意見を聞く必要があるかと思っております。いずれにしても、一度この延長請求手続という運用を導入し始めますので、その後の動向を見た上で引き続きその点について意見交換等させていただければというふうに思います。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

ほかに御発言、御意見はございますでしょうか。

それでは、もしないようでしたら次の議題に移ろうと思えます。

## ② 国際意匠登録出願における証明書の提出方法の拡充について

○田村委員長 続きまして、「国際意匠登録出願における証明書の提出方法の拡充について」について、資料2を基に事務局より御説明をいただきたいと思います。その後、質疑に移りたいと思います。

○久保田意匠制度企画室長 意匠制度企画室の久保田でございます。では、資料2を御覧ください。「国際意匠登録出願における証明書の提出方法の拡充について」、御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。まずは現行制度について御説明いたします。国際意匠登録出願につきまして、新規性喪失の例外適用を申請する場合の手続については、国際出願の出願人が新規性喪失の例外適用を受けようとする旨を記載した書面とその証明書を、国際出願から6ヵ月後にされる国際公表を待ってから30日以内に日本の特許庁長官に提出する必要があります。つまり、国際出願の願書と新規性喪失の例外適用を受けるための書類の提出は、その提出時期と提出先が異なっているという状況でございます。

次のページを御覧ください。こちらは前のスライドと似たようなページになっておりますけれども、国際意匠登録出願について、優先権を主張する場合の手続についてになります。優先権を主張する場合も新規性喪失の例外適用を受けようとする場合と同様に、優先権主張に必要な書類の提出は国際公表後に日本の特許庁に書面で提出することとなっております。ただし、優先権主張につきましては、最初に出願した国が国際事務局が提供するデジタルアクセスサービス、通称「DAS」と言っておりますが、こちらに参加している場合には、国際出願時の願書に必要事項を記載することによって優先権証明書を提出する必要はなくなります。

次のページを御覧ください。実は、協定上はこれら証明書を国際出願時に願書に添付して提出することはできるようになっています。では、実務上はなぜそれらの証明書を国際出願時に提出できないこととなっているのかの理由につきましてですが、国際出願の願書に証明書を添付した場合、その証明書が書面か電子データかに関わらず、国際事務局から各締約国に送付される証明書はPDF形式の電子データとなります。そのため、日本の法律上、日本への証明書の提出は書面で行うこととされている関係上、証明書が国際出願時に提出されたとしても、適法な手続として扱うことができないということから、国際出願時の証明書の提出は不可能という説明をさせていただいております。

次のページを御覧ください。こちらは2019年までの3年間の国際意匠登録出願における

証明書の提出状況を表しております。表の中央付近の列に国際意匠登録出願において新規性喪失の例外適用申請や優先権主張をしながらも、それらの証明書の提出がなかった案件の割合を示しております。右側半分は国内出願におけるそれら証明書の未提出率になります。御覧いただきますと、国際意匠登録出願における証明書の未提出率は国内出願における未提出率と比べると極めて多いことが一目瞭然かと思えます。

次のページを御覧ください。現状、国際意匠登録出願について証明書を提出する手続には2つの課題がございます。1つ目は手続の誤りの発生です。国際意匠登録出願について新規性喪失の例外適用申請や優先権主張を行う場合、願書と証明書の提出については提出時期と提出先が異なります。そのことに起因しまして、出願人が日本の特許庁に証明書を提出することを忘れてしまい、結果として新規性喪失の例外適用を受けられない、あるいは優先権主張が認められないといった事態が生じております。現在、ハーグ協定作業部会におきまして国際公表までの期間を12ヵ月に延長する方向性で検討が進められておりますので、それが採用されれば出願人が失念してしまう可能性が高まることも懸念されます。2つ目は書面による手続の不具合です。今般のコロナウイルスの感染拡大に伴い、国際郵便の引き受けが停止されまして、それによって特許庁から海外出願人への書面送付が一部停滞する事態に陥りました。出願人においても証明のための証拠収集や証明書の郵送が困難となった事態が生じてしまいました。

次のページを御覧ください。こちらは12月に開催されました第3回基本問題小委員会の資料から抜粋したものになります。特許庁では現在、特許庁に対して行う全ての手続のオンライン化について検討を進めております。こうした動きがある中、国際意匠登録出願の手続につきましても、同様にオンライン化することを検討していくことが適切であると考えられます。

次のページを御覧ください。そこで、今後の対応の方向性についてですが、国際事務局から送付されるPDF形式の証明書を受付可能としまして、出願人が国際出願時にオンラインでも国際事務局に証明書を提出することを可能としてはどうでしょうか。また、その際には証明書の原本を特許庁に提出することを望むユーザーのためにも、従来の提出方法も維持することとしてはどうでしょうか。

以上、資料2の説明を終わります。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関して自由討議を行いたいと思います。これまでの説明につき

まして、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 わかりやすい御説明をいただき、ありがとうございます。賛成いたします。新規性喪失の例外の証明書の未提出率が高いことに驚きました。新規性を喪失していることを宣言しているので、拒絶理由や無効理由があるということが示唆されてしまいます。今後、提出しやすくするという方向性に賛成いたします。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

続きまして、茜ヶ久保委員、お願いいたします。

○茜ヶ久保委員 茜ヶ久保です。失礼いたします。こちらの改正につきましては、ユーザーの利便性に寄与する大変ありがたいものだと思いますので、賛成いたします。特に、ハーグ国際出願におきましては出願時のこういった主要国の新規性喪失の例外、あるいは優先権証明書等の提出に関して、お隣の韓国が同じようにPDFの提出を認めている中で、JPOが原本であったというところがありましたので、そこに差がなくなってきた非常に良かったなと思っております。

あとは新規性喪失に関しては、そもそものこの議題とは少々離れてしまう意見になってしまいますが、証明書を作成する負担が出願人、代理人側には非常にあると考えております。これは国内手続もそうですけれども、特に近年、意匠については画像の意匠もありますし、SNS等のインターネットでの写真を公開したりといったような技術の発展もありまして、出願前に物品の外観に係る意匠がそういう場面で公知になってしまうというところが非常に多く見受けられるところで、我々弁理士の側でも、新規性喪失した状態での意匠出願というのを扱うことが多くなっているような印象を持っております。そうした中で証明書を作成するというのが、これがまた出願から30日以内等に作成して提出しなければいけないというところがユーザーにとつと過大な負担になっておりまして、次のステップかもしれませんけれども、証明書の提出負担軽減の点について、やはり先ほど申し上げたとおり意匠ならではの新規性喪失のしやすさというのが特許に加えてあるのではないかと考えておりますので、その点で運用、あるいは法律面での手当てをしていただけると大変有り難いと考えております。

以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

○久保田意匠制度企画室長 意匠制度企画室の久保田です。御意見いただき、ありがとうございます。今、最後にいただきました新規性喪失の例外についてですけれども、おっしゃるような最近ではビジネスの在り方が非常に変化してきておりまして、例えば SNS 等による意匠の公開というものが増えてきているのも一例かと思えます。ですので、特許庁としましては、まずはそうした状況について把握させていただき、ユーザーの皆様とも意見交換をしながら、今後の対応については検討させていただきたいというふうに考えております。

○田村委員長 続きまして、神田委員、お願いいたします。

○神田委員 手続の誤りの要因として御説明いただきましたのが提出時期や提出先の違いについてということでしたが、先ほど資料 1 で御説明いただきましたとおり、国際意匠登録出願件数が多いのは欧州で、欧米のグレースピリオドでは証明書の提出が求められておりません。韓国では拒絶理由通知及び無効審判の際に証明書を提出することができることとなっています。単に提出の時期の問題だけではなく、各国の意匠法の違いも要因ではないかと推測します。本趣旨とは反するものかもしれませんが、日本においても、茜ヶ久保先生から御意見をいただきましたとおり、新規性喪失の例外適用の証明書について、欧米のように不要とする、または韓国のように後出しを OK とするなど、証明書の取扱いについて御検討をお願いすることをユーザーから要望いたします。

○田村委員長 ありがとうございます。

○久保田意匠制度企画室長 意匠制度企画室の久保田です。御意見いただき、ありがとうございます。いただいた御意見を踏まえて、今後検討を進めてまいりたいと思います。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。

それでは、御意見もいただきましたが、少なくとも今回の改正の方向性については御了解いただき、より抜本的な問題がないかどうか今後確認していくということになりましたので、今回については御了承いただいたというふうに承りました。

### ③ 国際意匠登録出願の登録査定謄本送達方法の拡充について

○田村委員長 それでは、続きまして「国際意匠登録出願の登録査定謄本送達方法の拡充について」について、資料 3 をもとに事務局より御説明いただきたいと思います。その後、質疑に移りたいと思います。

○久保田意匠制度企画室長 それでは、資料3を御覧ください。「国際意匠登録出願の登録査定謄本送達方法の拡充について」、御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。まず国際意匠登録出願の場合における登録査定以降の現行フローについて御説明いたします。国際意匠登録出願について、登録査定がなされた後は、まず国内法に基づきまして、「登録査定の謄本」を送達するわけですが、このとき、国内代理人が選任されていない場合には、海外出願人に国際郵便で直接送達することになります。登録査定の謄本が送達されましたら、特許庁が設定登録を行い、ここで意匠権が発生します。その後、ジュネーブ改正協定に基づきまして、設定登録日を記載した「保護付与声明」を国際事務局経由で出願人に送付します。このときの特許庁から国際事務局への送付はオンラインで行われます。

次のページを御覧ください。今般、コロナウイルス感染症の世界的流行という緊急事態によりまして、一部の国について国際郵便の引き受けが停止され、国内代理人のいない国際意匠登録出願の登録査定の謄本を送達できない事象が発生いたしました。設定登録には法律上、登録査定の送達が不可欠であるため、この送達が遅れたことによって権利化に遅延が生じてしまいました。こうした事態を回避するための方策を検討すべきではありますが、その際、留意しておく点がございます。

次のページを御覧ください。それはジュネーブ改定協定に係る共通規則が定める保護付与声明における「保護の付与の効果が生じる日」の記載についてです。日本を指定した国際出願に係る国際登録は、拒絶通報期間の満了日から保護の効果が発生しますが、その満了日を待たずとも保護付与声明を送付して保護の効果を発生させることも可能です。そうした拒絶通報を行っていない場合における保護付与声明には、保護の付与の効果を生じる日、つまり未来日を記載できることになっております。他方、拒絶通報後の保護付与声明にはそうした未来日を書くことができないようになっております。

次のページを御覧ください。そうした共通規則の規定を考慮し、御覧の対応を行ってはいかがでしょうか。すなわち、拒絶の通報を行っていない国際意匠登録出願について、国内代理人がおらず、国際郵便が停止している国の出願人宛ての登録査定の謄本が送達できない場合は、設定登録予定日を記載した保護付与声明を設定登録前に WIPO に送付しまして、国際登録簿に記録されたことをもって登録査定の謄本送達手続に代えることができることとしてはどうでしょうか。なお、拒絶通報を行った国際意匠登録出願については、拒絶通報後の特許庁への応答手続の際に国内代理人が選任されており、登録査定の謄本が国

内代理人宛てに送達されることとなるため、この措置の対象外としても特段の問題は発生しないものと考えられます。

以上、資料3の説明を終わります。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関して自由討議を行いたいと思います。これまでの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

もし特に御意見がなければ、今回の改正の方向性に対しては賛成というふうに了解いたしましたので、もし何もなければこれは了承いただいたものとして取扱いたく思います。  
(異議なしの声あり) ありがとうございます。

#### ④ 模倣品の越境取引に関する規制の必要性について

○田村委員長 それでは、続きまして、「模倣品の越境取引に関する規制の必要性について」について、資料4を基に事務局より御説明いただきたいと思います。その後、質疑に移りたいと思います。

○猪俣制度審議室長 それでは、資料4を御覧ください。模倣品の越境取引に関する規制の必要性につきまして、御説明したいと思います。

ページをおめくりいただきまして1ページ目、商標法に関する検討でございます。こちらの資料は昨年11月6日に実施しました商標制度小委員会の資料3を一部抜粋し、修正しているものでございます。

2ページ目を御覧ください。知的財産侵害貨物の小口化と商標権侵害物品の状況でございます。財務省公表の資料によりますと、平成16年と比較いたしまして、近年、差止件数のほうは大きく増加しているところでございますけれども、差止点数のほうにつきましては同程度、約100万点でありまして、侵害貨物は小口化の傾向にあるというふうに考えられております。侵害品の内訳は左側のグラフのほうに細かく書いておりますけれども、件数ベースでは商標権侵害品が突出しております。意匠権侵害物品につきましては後ほど資料で出てきますので、そちらのほうで御説明をしたいと思います。直近の令和2年上半期におきましても、右側のグラフにもございますが、全体として小口化の傾向は顕著となっている状況でございます。

3ページ目を御覧ください。知的財産推進計画2020におきましても、模倣品の個人使用

目的の輸入について具体的な対応の方向性を検討することとされております。特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者などの被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討するというふうにされてございます。

4 ページ目を御覧ください。模倣品の越境取引の変化でございます。従来の模倣品の越境取引につきましては、国内に事業者（輸入・販売業者）が存在しておりました。この場合ですと、国内の事業者による「輸入」というものは現行法でも商標権侵害となっております。近年ではeコマースの発展、また国際貨物の配送料金低下等によりまして、海外におられる事業者から国内の個人に対して、模倣品を直接販売・送付するようなケースが急増しております。この場合、国内における個人（事業者に該当しない者）については、「輸入」は商標権侵害とならないというふうになっている状況でございます。

次のページを御覧ください。商標権侵害物品と税関における没収についてを簡単に書いてございます。輸入の申告／郵便物がございましたら、通関の手続の中で審査・検査が行われ、その中で仮に商標権侵害疑義物品がありますと、認定手続が行われます。この場合、事前の権利者から差止申立ての受理があった場合は、下にあります簡素化した認定手続に商標権侵害で行きます。そのときに、輸入者から争う旨の申し出がありましたら通常の手続に戻りまして、こちらで輸入者と権利者双方の意見が述べられ、仮に輸入者のほうから個人使用の主張がされた場合には、場合によっては税関のほうで反証困難となりますと輸入許可、通関手続に戻りまして搬出されるということになっております。模倣品の購入者（輸入者）が「個人使用主張」をして商標権侵害該当性を争いますと、税関では反証困難となり、模倣品の流入を阻止できないケースがあるという状況でございます。認定手続につきましても、意匠権につきましても簡素化した認定手続ではなく、通常の手続に通常行くというところがございます。

6 ページ目を御覧ください。こうした模倣品の輸入者による個人の使用の主張が増加しておりまして、結果として模倣品の流入増加に歯止めをかけることができていないという状況でございまして、下に書いておりますとおり、模倣品の越境取引の問題について、何らかの措置を講じるべきではないかというふうに考えております。

海外の状況として欧米の規制状況を7ページに記載しております。御覧ください。個人使用目的による模倣品の輸入は税関で差止められるかというところがございます。アメリカについては差止められるという状況でございまして、EUにつきましても備考で書いてお

りますが、従来では個人使用目的による模倣品の輸入が商標権侵害に該当するか、税関で差止められるかなどにつきまして争いがございました。それについて2014年ですけれども、欧州連合司法裁判所の判決がありまして、個人使用目的による模倣品の輸入の事案について、EU域外の「販売業者」の行為に商標権侵害等が成立するものとして、税関の差止めの対象とすることを認めたものでございます。判決を踏まえて、EU域外のものが個人として使用する場合であっても、EU域外の事業者が模倣品をEU域内に宛てて送付した場合については、当該事業者、EU域外の事業者の行為（「輸入」等）につきまして、商標権侵害が成立すると解釈し、税関の差止め対象とされているというふうに伺っております。日本につきましては、先ほど申し上げたとおり、個人につきましては輸入する模倣品については商標権侵害物品に該当しないため、税関の差止めの対象とされていないということでございます。こうしたことを踏まえて、EUのように、海外の事業者の行為に着目して規制を行うことはできないかというところでございます。

8 ページ目からは意匠権を巡る状況及び検討の方向性でございます。

まず差止め状況でございます。先ほどありましたとおり、差止められている輸入実績でございますけれども、商標権のほうが圧倒的でありますけれども、特に点数で見ますと商標権が86.8万件でございますけれども、意匠権はその約10分の1でございますけれども、8.6万点ほどございますので、左下のグラフにありましたとおり、商標権に次いで差止められているものが多い、これは8.4%の点数のシェアとなっているところでございます。差止められてるものにつきましても、例えばですけれども、右側にありますとおり、イヤホン、トナーカートリッジ、ペンケースなどがございます。

欧米の規制状況、特許と意匠についてを書いてございます。先ほどと同じように個人使用目的による侵害物品の輸入は税関で差止められるかというところでございます。アメリカについては括弧で丸としておりますけれども、いわゆる商標とは異なりまして、米国関税法に基づきまして、準司法機関であります国際貿易委員会（ITC）に対して不正輸入調査を請求し、排除命令を得た場合については規制対象となるというふうに聞いております。そしてEUについては、先ほどの商標と同じようにEU域外の事業者が模倣品をEU域内に宛てて送付した場合には、当該事業者の行為に商標権侵害が成立すると解釈しているものというふうなものと同じというふうに聞いていらっしゃるところでございます。日本については先ほどの商標と同じように、個人使用目的により輸入する模倣品については特許権・意匠権侵害物品に該当しないため、税関差止め対象とされていないところでございます。

これにつきまして、商標法及び意匠法の検討の方向性というところで、海外の事業者の行為に着目した規制として、こちらのほうを考えてございます。近年の越境取引の変化、模倣品の流入増加を踏まえまして、何らかの措置を講じるべきと考えております。ただ、過去の検討に照らしまして、商標法において、例えば個人の行為、譲与権を廃止するなどして個人の行為を規制することについては、引き続き慎重な検討が必要かと思っております。また、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接販売・送付する行為について、裁判例で言いますと、現行商標法上では、商標権侵害が成立するかについては明らかでない状況となっております。こうした状況を踏まえまして、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合につきまして、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権を侵害する行為と位置づける方向で検討することが適当であるというふうに考えております。そして、こうした同様の問題は意匠権との関係でも生じ得ることから、意匠法でも同様の方向性で検討してはどうかというふうにして考えておるところでございます。

資料4の説明は以上となります。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関して自由討議を行いたいと思います。これまでの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

黒田委員、よろしく願いいたします。

○黒田委員 ありがとうございます。今まで「模倣品」との説明でしたが、これは意匠法に照らして「侵害品」と言い換えてもいいものなのか、それともデッドコピーに限られた議論になりますでしょうか。

○猪俣制度審議室長 こちらについては、基本的に侵害物品というふうに考えております。デッドコピーに限らず、いわゆる意匠権を侵害している物品についてを考えているところでございます。

○黒田委員 ありがとうございます。

すみません、あと2つよろしいでしょうか。

○田村委員長 どうぞ、よろしく願いいたします。

○黒田委員 方向性としては異存ありませんが、もし盛り込むとしたら条文が新しく加わることになるかと思えます。その場合に、38条の間接侵害規定のところ盛り込むのか、それとも新しい条文になるイメージなのでしょう。もしおかわりになれば、教えていただければと思います。

○猪俣制度審議室長 その点の法制作業につきましては現在、法制局など政府関係省庁と相談中でございます。また現時点では確たることは申し上げられない状況でございます。

○黒田委員 わかりました。ありがとうございます。

最後の質問ですが、現在、意匠法37条3項に秘密意匠についての制限の、警告した後でないと差止請求することができないという規定があります。これは今回、新しく盛り込まれるものとの関係でも適用されるということになるのでしょうか。

○事務局 事務局でございます。基本的には今の業として輸入されるものと同じようなものが、今後は海外の事業者が送付するときにも適用されるということになりますので、実際、侵害が差止められるかということに関しましては現状の輸入するときに秘密意匠のものが適用されるかどうかということと同様になるのですけれども、恐らくはこちら、未確認のところでは恐縮ではございますけれども、警告が事前にできないというところがあることを考えますと、侵害の停止や予防を請求することが難しいのではないかというように思います。

以上でございます。

○黒田委員 ありがとうございます。

○田村委員長 黒田委員、よろしいでしょうか。

○黒田委員 大丈夫です。

○田村委員長 ありがとうございます。

続きまして、青木委員、よろしくお願いたします。

○青木委員 青木でございます。私のほうからも幾つかお尋ねしたいことがございまして、1点目が、先ほど黒田委員からのご質問で、侵害品に類似の範囲を含むという御回答をいただいたかと拝察したのですけれども、その前提として、意匠には画像、建築物、物品、内装、組物とあると思うのですが、模倣品ということで何となく物品に限られそうな感もあったのですけれども、このあたりはいかがでしょうか。特定の意匠の類型に限定されるのかどうかという点についてお尋ねしたいと思います。

○猪俣制度審議室長 ありがとうございます。基本的には意匠の分類で特定の分野のものにというふうに限定する予定ではございませんが、今回の不正行為の対象はいわゆる物品などが輸入をされている段階のことを検討しておりますので、例えば何か画像をメールで送るとか、そういったものについては今回の規制対象とはまた別問題かというふうに考えてございます。

○青木委員 わかりました。ありがとうございます。そして2点目、続けて大丈夫でしょうか。

○田村委員長 大丈夫です。続けてください。

○青木委員 ありがとうございます。2点目が、これに関する特許小委のほうの報告書を拝読しておりましたところ、改正を見送ることに関連して、「譲渡等の申出」という実施概念が含まれていることについてコメントがされていたかと思えます。意匠法でも物品の譲渡等の申出が実施概念に入っていたかと思うのですが、このあたりは私も全然わかっていないところで恐縮ですが、整理につき御留意いただくといいのかなと思えます。すみません、これは質問ではなくてコメントでございました。

最後、もう一つだけ質問させていただきたいのですけれども、先ほど模倣品ないし類似の範囲ということで規制対象のご説明があったと思うのですが、もう一つ意匠の場合、利用関係によって侵害になる場合もあると思えます。例えば、タイヤの物品の意匠権を保有していて、同様のタイヤのついた自動車が入りてきたというときに、この場合も今回の改正による規制の対象とするのかということも問題になりそうな気がするのですけれども、このあたりについては現在、どのようにお考えか御教示いただければと思えます。

○猪俣制度審議室長 いわゆる部品の意匠についてというふうに理解しております。税関での具体的な判断について特許庁から断言することはできないので、法律や過去の意匠に関する裁判例に基づき説明させていただきますと、まず過去の部品の意匠権に関する裁判例をひもといてみますと、登録されました部品の意匠の意匠権により、その部品を利用した複合的な製品に対して意匠権を利用するとして侵害が認められたものがございます。関税法では、関税法上、第69条11の第1号、第9号で意匠権を侵害する物品は輸入規制の対象としておりますので、こうした裁判例を踏まえますと、部品の意匠権に基づいてその部品の意匠権を利用する製品全体も水際規制の対象となり得るという整理なのかなと思えます。ただ、税関での運用を定めた関税基本通達によりますと、輸入者等から疑義貨物、または侵害物品につき、侵害部品または侵害の疑いのある部品の切除などの修正を申し出ることができ、修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入が認められるのではないかと考えてございます。

○青木委員 ありがとうございます。模倣品の規律ということでしたが、対等な物品である場合だけではなくて、それが少なくとも外観で区別される形で組み込まれているようなものに関しても、一応理屈の上では規律の対象になり得るが、その範囲を除外すれば、輸

入は可能になる、そのような整理をされているというふうな理解をいたしました。ありがとうございました。

○田村委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、いただきました御意見、基本的には改正の方向性に賛成の上でクラリファイする御意見、あるいは気を付けなければいけない点に関する御意見だったというふうに了解いたしました。この点につきましても御了承いただいたものとして先に進めさせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

#### ⑤ その他の法改正事項について

○田村委員長 それでは、続きまして、「その他の法改正事項について」のうち、「訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し」について、参考資料3を基に事務局より御説明いただきたいと思います。

○高橋審判企画室長 審判企画室長の高橋と申します。よろしくお願いたします。

参考資料3を御覧ください。「訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し」ということで紹介させていただきます。

本資料は昨年11月2日に行われました第42回特許制度小委員会の資料でございます、その後、特許制度小委員会で報告書（案）をまとめていただきまして、そこで特に「見直すことが適当」とされた事項について紹介したいと思います。本小委員会は、意匠制度小委員会ですので、特にお話したいのは、意匠権の放棄について通常実施権者の承諾をどうするのか、ということに関してでございます。

まず1ページ目、「本小委」とありますけれども、特許制度小委員会における議論のこれまでの検討ということになります。この点は、一昨年秋ぐらいから特許制度小委員会で議論がございました。昨年7月の「中間とりまとめ」では、表題にあります「訂正審判等における通常実施権者の承諾」について見直す方向で検討すべきであるという意見で一致し、昨年の7月以降は特に個別の論点について御議論いただきました。

2ページ目以降が個別論点ということになりますけれども、1つ目は、独占的通常実施権者はどうするのかというお話でございます。皆様御存知だと思いますけれども、契約等で通常実施権者に独占的な地位を与えるという場合があり、そのような「独占的通常実

施権者」の承諾をどうするかということでございます。議論では、この「独占的」という地位は契約によって与えられたということにして、結局、承諾の件も契約に委ねることによいのではないかということになりまして、非独占的通常実施権と同様に独占的通常実施権者についても、特許法上、訂正審判の請求又は訂正の請求において承諾を不要としてはどうかということになっております。

次、3ページ目、職務発明に基づく通常実施権者の承諾の見直しということにして、こちらもいろいろ御議論があったのですけれども、主に3つの点から承諾を不要にしてはどうかというふうになっております。1つ目は、特許権者の防御手段が実質的に失われるという懸念があるということ、2つ目は、通常実施権者による実施の継続が妨げられるという不利益が生じるおそれがないということ、3つ目が、使用者、即ち企業側には、特許権を原始的に取得するという選択肢もあったということです。これらを踏まえまして、承諾不要でよいのではないかということになっております。

したがいまして、通常実施権者全般につきまして、承諾不要でよいのではないかというふうになっております。

次の4ページ目は、専用実施権者及び質権者の承諾の見直しということになりますけれども、これらの者については、特許権の権利範囲とかその財産的な価値が、これらの者の利益に直結しているということにして、引き続き承諾を必要としてはどうかというふうに議論がなされております。

以上が訂正に関する個別論点なのですけれども、これと関連する論点ということで放棄の問題がございまして、そちらが5ページ目となり、特許権の放棄における通常実施権者等の承諾の見直しについても検討いただきました。この検討の中で、通常実施権者がどういった利益が確保されていればよいのかということを検討いただいたところ、実施の継続、つまり差止請求とか損害賠償請求を受けない、という地位が確保されていれば足りるであろうということになりました。そうしますと、特許権が放棄されますと自由実施になりますので、通常実施権者の実施の継続という法的な利益が損なわれることはないということ、承諾を不要としてはどうかというふうにさせていただいております。

下にございます専用実施権者及び質権者の承諾については、放棄ということは、その特許権の財産がなくなる、権利がなくなるということですので、これらの者の利益に直結することによって承諾を必要としてはどうかというふうに特許制度小委員会では議論いただいております。

6 ページ目、7 ページ目、8 ページ目は細かい論点となりますので割愛させていただきまして、9 ページを御覧いただきたいと思います。改正の要否についての方向性の整理、特許法上の整理になるのですが、このように整理させていただいております。訂正審判の請求、訂正請求、特許権の放棄、これらについて、通常実施権者、許諾によるものと職務発明に基づくもの、この両者につきまして承諾を不要としてはどうかというふうにさせていただいております。

10 ページ目が、この点がほかの法域にも及びますというお話になりまして、まさに今回、紹介させていただきたいのはこのページということになります。まず実用新案につきましては訂正と放棄がございまして、これも特許法と同様の整理をしたいと考えております。そのようにするのが適当であるというふうに特許制度小委員会の報告書でさせていただいております。もう一つ、意匠法にも放棄がございまして、こちらも通常実施権者の承諾を不要としてはどうかというふうにさせていただいております。これはなぜかと申しますと、繰り返しになるのですが、通常実施権者というのは、その実施の継続ができるということがその法的利益だというふうに考えられまして、放棄された意匠権に関しましては自由実施になり、通常実施権者の法的な利益が害されることはないだろうということになります。他方で専用実施権者、質権者につきましてはその意匠権の財産価値そのものが利益になるということですので、引き続き承諾を必要としてはどうかというふうに整理させていただいております。

私からの説明は以上となります。

○田村委員長 ありがとうございます。

この問題に関する御質問、御意見等は他の法改正事項についてのお話を伺ってからまとめて扱いたいと思いますので、続きまして、「その他の法改正事項について」のうち、「口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化について」、参考資料4を基に事務局より御説明をお願いします。

○高橋審判企画室長 引き続きまして、審判企画室長の高橋が、参考資料4、「口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化について」、御説明差し上げます。

こちらも先ほどの資料と同様に、昨年11月2日に開催されました第42回特許制度小委員会の資料となります。

まず本検討の背景です。1 ページ目を御覧いただければと思います。新型コロナウイルス感染症の拡大ということですので、社会でリモート化やデジタル化の動きが加速している

というところがございます。下の緑枠ですけれども、これは口頭審理に係る現行法の規定を一部抜粋しているものでございます。意匠法では、これを準用していたり、これと同様の規定がされていたりとしている状態でございます。

2 ページ目、口頭審理の意義、あるいは口頭で議論することの意義なのですけれども、合議体が争点や技術内容を正確に把握するという意義がありまして、その手続が公開されることによって公正性が保たれておりますし、民事訴訟法にならうことによって適法性が担保されている、そういった手続でございます。

3 ページ目が、審判における特有の手続（職権主義）というふうにさせていただいております。今、民事訴訟法にならっていると申し上げましたけれども、そういった民事訴訟の手続を多く準用している一方で、審決が対世効を有し、第三者にもその内容が及ぶということから、公益性の担保の観点で職権主義を取り入れた特有の手続を採用しているというところでございます。

4 ページ目、こういった口頭審理に、今どういった課題があるかということです。口頭審理は、対面の手続になり、そうしますと、都道府県を越えての人の移動、また人と人との接触、こういったものが生じるということですので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながる懸念がございます。少々補足しますと、特許庁というのは東京にしかございませんでして、もし審判官が口頭審理をやりたいというふうになりますと、特許庁に来ていただくか、審判合議体が地方に出向くかということになりまして、移動が発生します。こういった懸念から、昨年の緊急事態宣言下では口頭審理の開催を見送ったということがございます。実は今の緊急事態宣言中でも口頭審理の開催を見送っているという状況でして、ユーザーの皆様から、なぜ口頭審理が開催できないのかというようなおしかりを受けることもございまして、何とかしたいなというふうに思っております。こういった状況から、感染症の状況に左右されずに口頭審理を一定数開催できるようにしたいということ、更にコロナの後ということも見据えまして、デジタル化ということでユーザーの利便性を向上したいというふうに思っております。したがって、ウェブ会議システム等により、当事者及び参加人が口頭審理における手続に関与できるようにすべきではないかというふうにさせていただいております。

5 ページ目がウェブ会議システムを利用した口頭審理のイメージということになりまして、審判廷に特許庁の合議体がありまして、そこに請求人及び被請求人が、テレビスクリーン、マイク、スピーカーを通じて参加していただくといったことを想定しております。

6 ページ目が制度趣旨との関係で検討すべき論点というのを挙げさせていただいております。公開主義、口頭によることの意義、直接主義ということで3つあるのですけれども、こういった趣旨はオンラインにすることによって大きく損なわれることはないであろうと感じております。と申しますのも、ウェブ会議システムは非常に技術が進みまして、映像とか音声につきまして、円滑に会議ができる程度に送ることができるということで、これらの趣旨が著しく損なわれることはないであろうと思っているからです。

7 ページ目が運用上の課題ということでして、3つ挙げさせていただいております。上の2つの、なりすましの防止、口頭審理の円滑な進行、特に妨害行為があったらどうするのかとか、通信障害があったらどうするのかというところですが、これらの2つの大きな論点に関しましては、なるべく起きないように我々の運用をしっかり整備していきたいと思っております。3点目、インターネットを通じた公開、こちらについてはぜひ皆様の御意見を伺いたいと思っております。第三者が口頭審理の様子をインターネットを通じて見れるようにする、公開するという点についてどのように考えるのかというところを、意匠制度のユーザーの皆様からも御意見を頂戴したいと思っております。

8 ページ目、オンライン審理の要件の検討、他法についての検討ということでして、オンライン審理の要件を幾つかここに並べさせていただいております。現在、このようにしてはどうかと思っていることを並べています。1番目、2番目はこういった形の条文でどうかということでございます。3番目が少々わかりにくいのですけれども、遠隔地にいらっしゃる方もオンラインで口頭審理に参加できるようにしてはどうかということにして、極端な話で申し上げますと、東京都に住まわれている方も参加できるようにしてはどうかということでございます。4番目が、当事者が実際にいる場所をどうするのかというお話でして、公的な施設に限定せず、例えば自宅などからでも接続できるようにしてはどうかということでございます。5番目が、これまでなるべく緩やかに運用するという話を申しあげましたけれども、審判長が適切でない、相当でないと認めるときには、所在場所や使用するシステムの変更を求めることができるようにしてはどうかということでございます。6番目が、一方当事者がオンラインで参加しまして、他方当事者が現実に審判廷にいらっしゃる、そういったことを許容するのかどうか。許容するとすればどのような条件で認めるのかというところについて御意見を頂戴できればと思っております。

緑枠は、特許法以外の産業財産権法について検討ということになります。私がこれまで申しあげたことは、特許法固有ではないということで、今回、意匠法も、ということになる

のですけれども、特許制度小委員会の報告書（案）において、そのようにすることが適当であるとなっておりますので、ぜひそのようにさせていただきたいと思っております。使い勝手の面につきまして、特に御意見を頂戴できればと思っております。

私からの紹介は以上となります。

○田村委員長 またこの問題につきましても、次の話題の終了後にまとめて御質問、御意見をいただきたいと思っておりますので、続きまして、「その他の法改正事項について」のうち、「権利回復制度の見直し」について、参考資料5を基に事務局より御説明いただきたいと思います。

○佐野審査業務課長 ありがとうございます。審査業務課の佐野と申します。参考資料5に基づき、「権利回復制度の見直し」について、こちらも特許制度小委員会でも議論いただいた内容となりますが、御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。こちらは特許法の例ですが、審査請求の回復について、5項のところに赤字で示しているとおり、「第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは」と規定されております。具体的には下の図にありますとおり、審査請求の期間の3年が経過しますと黒色の部分、「みなし取下げ」と言っておりますが、出願取下げになりますけれども、審査請求期間から1年以内であつて、かつ正当な理由がなくなつてから2月以内であれば権利の回復を申請できる制度でございます。

2 ページ目を御覧ください。この権利回復制度は、特許法条約（PLT）に基づくものでございます。PLT では、形式的又は手続的な要件の瑕疵や手続期間の不遵守による権利の喪失を避けるため、一定の要件の下、喪失した権利を回復する規定が設けられているところでございます。その際の判断基準については、条約の定めにより、相当な注意を払っていたにもかかわらず、当該期間を遵守できなかったことを要件とする「相当な注意基準」と、その遅滞が故意によるものではなかつたことを要件とする「故意基準」がございまして。締約国は、この2つのうちどちらかを選択されることとなっております。また、PLT においては、回復申請に際して、手数料を徴収するか否かについては締約国の任意となっております。それを受けまして、緑のところに記載がありますように、我が国は「相当な注意基準」を採用し、国内法では、正当な理由があることを要件として規定し、回復申請手数料については、大半の締約国が課しているものの、現在、我が国においては徴収をしていないところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。ユーザーの声を聞きましたところ、我が国の判断基準は、他の主要国と比べて厳格に過ぎるのではないかとの指摘を受けているところがございます。また、PLT 締約国の認容率を調べましたところ、相当な注意基準を採用する国においても60%以上が認容されているところ、我が国の認容率は10~20%と、突出して低い状況となっております。また、出願人等の実務面におきましても、証拠書類の提出等にかかる手続負担が生じておりまして、この点についても改善要望が寄せられているところがございます。さらに、下の青い枠のところがございますが、事務処理負担としては、右下の枠にありますとおり、回復申請は年間約144件ございます。これを却下しますと、御承知のとおり行政不服申立てができることになっており、特許庁に申立てがあったもののうち約56%がこの回復申請に係るものとなっておりますことから、回復申請及び行政不服申立てに関する事務処理負担が非常にかかっているところがございます。

続いて、4ページを御覧いただきたいと思います。見直しの方向性としまして、先ほどのユーザーの声を踏まえて、まず1つ目として、故意基準への転換を考えているところです。先ほども御説明したとおり、低い認容率のために、手続的な瑕疵のみによって、実体的には保護要件を備えた権利の喪失を招いている、このような状況は、産業政策の観点からも見直しが必要ではないかと思っています。選択肢としては、現行の相当な注意基準を維持したまま認容率を高めるとか、さらに、運用を変更するというような選択肢もあり、これら様々な検討をしたところですが、認容率を高めるだけではなく、申請者の手続負担や行政の審査負担も解消されることから、「故意基準」への転換を現在、検討しているところがございます。また、権利回復による影響を受ける第三者に対しましては、現行法の保護の規定が適用されます。なお、回復申請が可能な最長の期間は維持されますし、第三者による監視負担の期間も短縮されることとなります。方向性の2つ目としましては、回復手数料の徴収を考えております。故意基準に転換することにより、権利の回復は容易となりますので、制度の濫用を防ぐためにも、手続期間の遵守のインセンティブとするために、十分な程度の回復手数料を徴収したいと考えております。ただし、今回の新型コロナウイルスのような非常事態まで手数料を徴収するのは酷であると考えておりまして、期間徒過の責任を手続者に問えない場合においては、回復手数料を免除することも検討しておるところです。なお、中小企業等に対して、例えば特許の審査請求料や特許料を軽減する制度があるところではございますけれども、回復手数料の徴収の趣旨は期間遵守の促進であるということを鑑みまして、企業規模にかかわらず一律の手数料とさせていただきたいと考

えております。

続きまして5ページでございますが、これら現行の18手続を回復申請の対象手続として維持し、故意基準に転換をしていきたいと考えているところです。意匠法につきましては⑬、⑭でございますとおり、パリ条約の例による優先権主張並びに登録料の追納による意匠権の回復、こちらが回復制度の適用を受けることとなります。

続いて、6ページを御覧ください。こちらは我が国を含めました諸外国の制度がどのようになっているかということを表したものでございます。相当な注意基準を採用している諸外国においても、必要に応じて証拠書類の提出を要求しているのに対し、我が国においては証拠書類の提出を必須としているということからすれば、やはり我が国の審査は厳格すぎるということも言えるのではないかというふうに考えているところです。更に、先ほどの繰り返しになりますが、他の主要国においては手数料を徴収しているところでございますが、現在、日本においては無料となっておりますので、こちらの徴収についても考えているところです。

最後、7ページ目でございますが、こちらは特許庁で「正当な理由」について判断したものが裁判所においても支持された事例として、3つほど記載しているところでございます。後ほど御参照いただければと思います。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。  
○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、今の3つの御説明に関して自由討議を行いたいと思います。これまでの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたら、特にこの3つの順序にこだわることはございませんので、どちらからでもお願いいたします。

林委員、よろしく願いいたします。

○林委員 少々電波の状況が悪いので、もしかして途中で切れてしまうのかもしれないのですが、最後に説明していただいた権利回復制度の見直しについて質問です。判断基準を相当な注意基準ではなくて故意基準に変えることであつたり、手数料を徴収するというのは、基本的に私はいいのではないかなというふうには思うのですが、この6ページ目にある諸外国ではどうなっているのかという中で、韓国とか、あるいはその範囲に入っていないのかもしれないけれども、中国といったところはやはりきちんと見ておくべきかなというふうには思うのですが、そこの2カ国ではどうなっているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○田村委員長 ありがとうございます。いかがでしょう。

○佐野審査業務課長 佐野でございます。申し訳ありません。現在、手元に韓国並びに中国の資料がございませんので、注意深く検討してまいりたいと思っております。

○林委員 わかりました。というのは、特にアメリカなどはやはり手数料がすごく高いですよね、22万とかということで。それに対して欧州の中でも、フランスだと逆に2万円弱でできるという中で金額の振れ幅も結構大きいのかなと。そういう中で、日本が追従するというよりは、比較的WIPOの中でも先端的な制度を取り入れていくという意味で、今日の話全般にもつながるのですが、コロナによって、何というのか、逆に今まで日本の制度が遅れていたところは速やかに直していけばいいし、逆にその直すときに、どこかの国に遅れているというよりは、今までも私は、特許庁の政策に関わってきたのですけれども、やはり世界全体の中でどうあるべきなのかという視点でルールをつくっていくべきなのかなという意味において、ぜひそのような形で理由であったり手数料とかということも含めて検討して行ってほしいなというふうに思いました。

ありがとうございます。

○田村委員長 大変ありがとうございます。貴重な御意見をありがとうございました。

続きまして、神田委員、よろしく願いいたします。

○神田委員 神田です。特許制度小委員会では既に賛同を得られている内容かと思えます。特許が権利回復できて、意匠は権利回復できないというのはユーザーでも混乱を来しますので、権利を回復する要件については、意匠についても特許と同様と緩和することは望ましいと考えています。

ただ一方、回復した権利を本意匠とする関連意匠については懸念が残っています。意匠の場合は、権利回復後に関連意匠により権利の補強ができると思っており、故意かどうかは第三者からはわかり得ず、戦略的に悪用されるケースが発生しないかと危惧しております。権利者と第三者のバランスについては今後も注視し、問題が多発する場合には回復した権利を本意匠とする関連意匠に関する第三者保護の規定の導入や回復した権利を本意匠とする関連意匠の登録を制限するような制度等の導入の検討も引き続き検討していただくことを要望します。

以上となります。

○田村委員長 いかがでしょう。

○佐野審査業務課長 審査業務課の佐野でございます。御意見をいただきまして、ありが

とうございます。今、御指摘がありましたように、新制度の施行に当たりましては、新たな問題が生じないか注視しつつ、万が一そのような問題が生じる場合においては、産業の発展を阻害するようなことがないように、必要な対策を講じていきたいと思っております。

○田村委員長 ありがとうございます。

続きまして、浅見委員、よろしくお願ひいたします。

○浅見委員 ありがとうございます。神田委員から御指摘があった点ですが、先月の特許制度小委で、権利の回復をした意匠権の関連意匠について議論をしてほしいという御意見があったかと思ひます。権利の回復をした意匠権について、関連意匠の出願を認める場合に何か手当てをする必要がないのかということをお今後、検討していただきたいと考えております。

権利の回復に基本的には賛成しますが、登録料の追納により権利の回復がなされるケースが増えると予想されますので、意匠権の権利の回復に関しては、第三者に十分に注意喚起をしていただきますよう、よろしくお願ひします。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

続きまして、青木委員、よろしくお願ひいたします。

○青木委員 青木でございます。権利回復の話題ではなくて恐縮ですが、よろしいでしょうか。

○田村委員長 お願ひいたします。

○青木委員 私のほうでは、特許制度小委のほうでも話題になりました放棄のあたりのこととございまして、これは私、実務的なところはよくわかっていないのですが、恐らく意匠権を捨てようという場合には放棄せず、保有したままで不納付で消滅させるケースも多いのかなという気もするのですけれども、その場合、利害関係人その他の者で実施権者も納付をすることが多分できるのだらうと思うのですが、そういう場合と比較して積極的に放棄するときには通常実施権者の承諾を不要とする、なので、不納付の場合とは実際にはそういう違いがあるという理解をしておけばよろしいでしょうか。

○高橋審判企画室長 はい、そのような御理解でよろしいかと思ひます。速やかに権利を放棄して、例えば意匠権でしたらそれを広く第三者にも利用させたい、そういった知財戦略をとられるような場合もあるかなというふうにお願ひしております。

○青木委員 意匠法の場合、少なくとも従来はライセンサーが非常に多いといったことは

あまりないかもしれないのですけれども、一方で特許制度小委のほうでも通常実施権者の利益は実施できればいいのではないかと整理も示されていたかと拝察しますので、そうであれば意匠のほうでも状況は変わらないということになるのかなと拝察しました。

なお、放棄の影響する権利発生後の事情として、意匠の場合、関連意匠の追加というのものもあるかと思うのですけれども、これも通常実施権者の立場からすると、別に追加された関連意匠に自動的に通常実施権をもらえるわけでもないと思いますので、この点も状況は変わらないのだろうというように思います。したがって、特許制度小委の御議論をそのまま意匠に持ってくるということで基本的によろしいのかなというように拝察しました。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、茜ヶ久保委員、お願いいたします。

○茜ヶ久保委員 茜ヶ久保です。ありがとうございます。参考資料4の口頭審理のオンライン化について御意見申し上げます。スライドの7ページのところで検討すべき論点として挙げられているところについてでございます。現状は今、裁判所の弁論準備手続では既にウェブ会議が採用されておりまして、私も何度か出たところですが、こちらは特に問題なく動いているなという印象でして、当事者間に関してはさほど問題が生じないのかなと思っている一方で、やはり口頭審理の違いというのは公開主義というところかと、御説明にもありましたが、そういうふうには思っております。傍聴につきましてですけれども、やはり傍聴に関しては、例えばこれはインターネットを通じた傍聴を認めてしまいますとインターネットでつないでいる先で録音をされているとか、録画をされている、もちろんシステムの的に制限をすることも可能かとは思いますが、パソコンの外でそういうことがされるとそこまで現状の技術で制限するというのはなかなか難しいのかなと思っております。そういう点では公開に関して傍聴人については、今の段階でインターネットを通じて公開するというところまで進まなくてもいいのではないかというような意見を持っております。

以上でございます。

○高橋審判企画室長 ありがとうございます。傍聴の件につきましてはそういった御懸念があるということも承知しておりまして、それを踏まえて検討させていただきたいと思っております。この件につきましては、イチかゼロか、公開するか全く公開しないかということではなくて、ある程度限られた公開という考え方もあるかと思っておりますので、その点、

引き続き議論させていただきたいと思います。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

もしないようでしたら、この件につきましても、特に大きな課題が残されているところもごめいすけれども、少なくとも今回の御提案いただいている改正の方向性については御了解いただいた、そしてまた口頭審理についての公開については、今後も引き続き方針をこれから決めていくということで理解いたしました。もしそれでよろしいようでしたら、今回のこの3つの質問については終わりにしたいと思います。何かごめいすでしょうか。

○猪俣制度審議室長 1点、音声の電波の関係で林委員が議題4のところの模倣品の越境取引の規制の必要性について御発言ができなかったということなので、チャット欄に打ち込みいただきました内容を、私のほうで代読させていただきたいと思います。

「日本もEUと同じように模倣品を日本に宛てて直接送付する場合、商標や意匠権の侵害とみなして税関に差止めして構わないと思います。ただ、実務としては難しい面があるか」というところで、税関などとうまく連携する必要がある。」という意見がございました。

ありがとうございます。我々も仮に規制が成立しましたから、関税当局ともよく相談しながら規制の実効性の強化に向けて対応してまいりたいと思っております。

○田村委員長 林委員、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の議論を終了いたします。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 御審議いただきまして、ありがとうございます。

次回以降の具体的な開催日程等につきましては、委員長とも相談の上、追って皆様に御連絡差し上げたいと思っております。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第12回意匠制度小委員会を閉会いたします。

本日は長時間、御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会